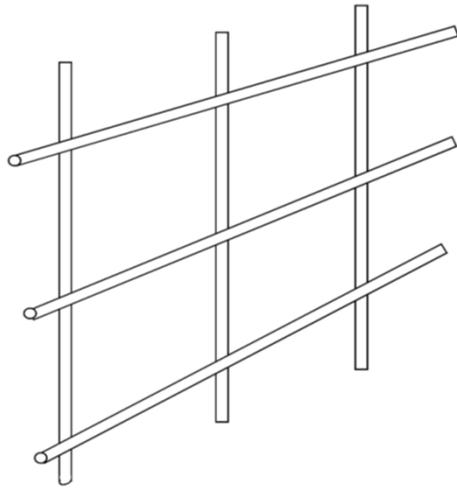


主な論点について

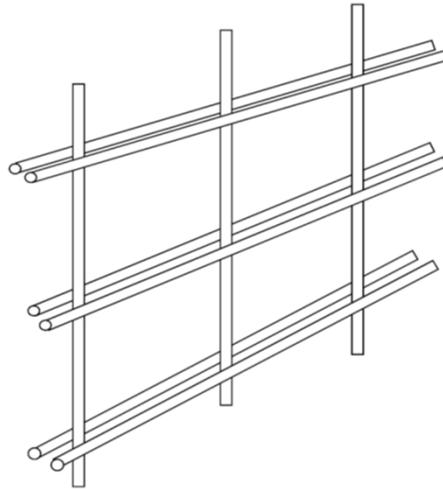
資料1

項目	現状	第1回実務者会合等での主な意見	議論の方向性
一側足場	<ul style="list-style-type: none"> ● 2年間で12件の死亡災害が発生。このうち、足場と躯体との隙間からの墜落が5件、足場の外側からの墜落が4件となっている。 ● 一側足場については、安衛則第563条(作業床)の適用対象から除外されており、作業床の幅や手すり、中棧等の足場用墜落防止設備について規定されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 一側足場について措置を規定するのであれば、その定義が必要ではないか(単管抱き足場や躯体側の建地が1本おきのものはどう扱うか等)。 ● 一側足場に本足場と同等の規制を求めて対応出来るのか、きちんと整理する必要がある。 ● 一定以上の幅の作業床が設置できるのであれば、本足場にできるのではないか。コストの問題、安衛法令の適用の問題から一側足場を設置しているものもあるのではないか。 ● 本足場を原則とした上で、設置場所のスペース等の観点から一側足場が設置できる箇所の要件を規定するべきではないか。 ● 法令でどのような足場が必要か規定されていれば、発注者にもきちんと説明できる。発注者(住宅工事の発注者=広く国民全体)は必要なものかどうか分からないので、きちんと説明できるようにすることが重要。 <p>(以下、第1回会合後にいただいた意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本足場を原則、一側足場については例外的な位置づけと法令上明記することが重要ではないか。一側足場が設置できる箇所については、設置場所のスペースの観点(作業床40cmの本足場が設置できない狭隘な場所等)が考えられるのではないか。 ● その前提であれば、一側足場に対して、安衛則第563条の墜落防止措置と同様の規定をすることは難しいのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 一側足場については、狭隘な敷地である場合での例外的な使用等に限定する旨(従来からの原則的な考え方を法令上明記すべきではないか)。 ● 一側足場を例外的に使用できる条件やその場合の一側足場の構造について、最低限の基準(手すりの設置、安全带取付設備の設置等)を示す必要はないか。

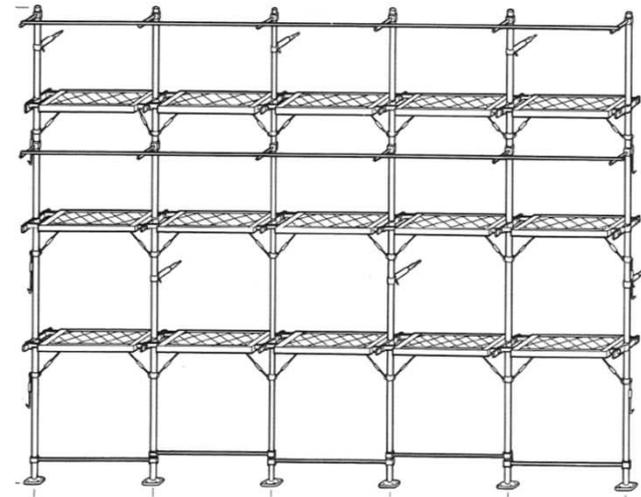
(補足資料) 主な一側足場



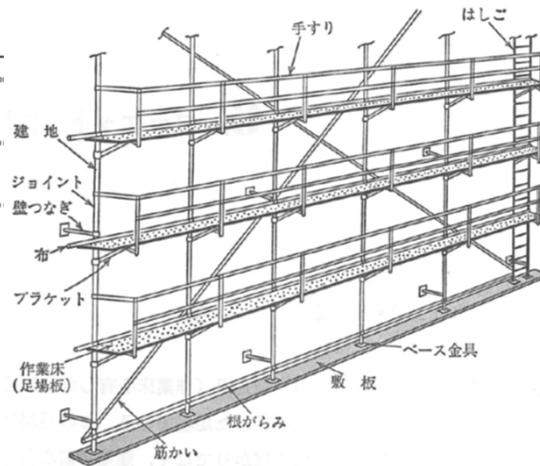
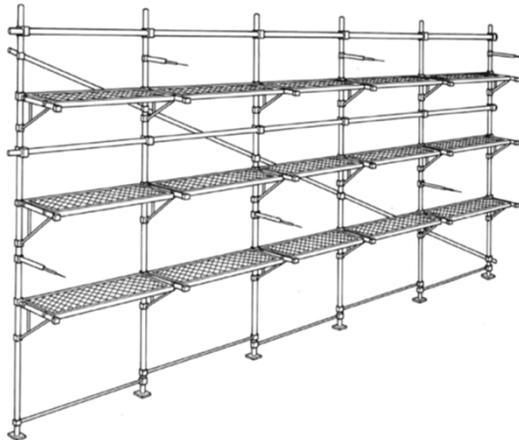
①単管を組んだ足場



②抱き足場



③布板一側足場



・ブラケット先端に手すりを設けたもの ・1スパンおきに二側としたもの

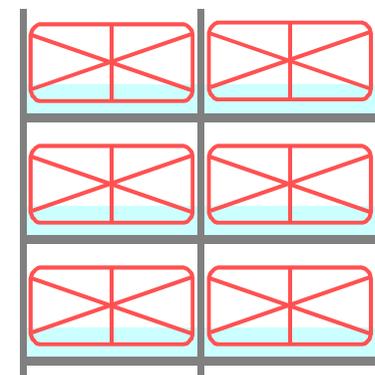
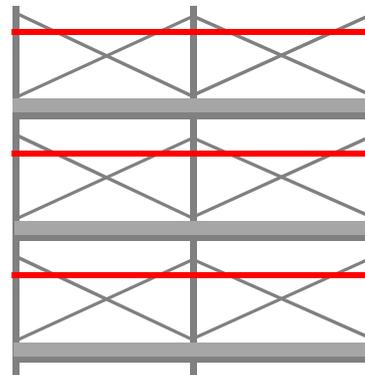
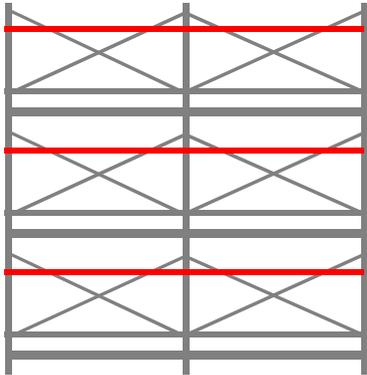
④ブラケット一側足場

項目	現状	第1回実務者会合等での主な意見	議論の方向性
<p>手すり先行工法などの「より安全な措置」等（ハード面）</p>	<p>（手すり先行工法関連）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本足場の組立・解体中の災害が2年間で10件（そのうち、最上層からのものが9件）発生しており、足場の外側からの墜落は7件（内側が1件、足場の倒壊によるものが1件、内外がない足場が1件）となっている。 ● 足場の実態調査では、手すり先行工法の普及は全体で44.7%（国発注工事で81.1%、民間発注工事で34.5%）となっており、全体では5割に満たないものの、近年上昇傾向を示している。 <p>（二段手すり・幅木関連）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本足場の通常作業中の災害が2年間で9件。このうち、現行法令の足場用墜落防止設備に問題があったものが8件。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「より安全な措置」等で掲げている事項については、普及の促進というよりも義務化について検討すべき。建設職人基本法にも官民格差の解消を掲げていることを踏まえるべき。 ● 手すり先行工法の取組については、普及率も伸びており、法制化について議論していくタイミング。まず今まで取り組んできた「より安全な措置」等（ハード対策・ソフト対策）を法制度化し、徹底していくことが必要。 ● 「より安全な措置」等に対応する足場については体制はできており、いつから具体的に何をするのかということが決まれば、メーカー・リース各社に対応できる（供給の準備はできる）のではないか。また、手すり先行工法については、既存の足場が使えないというものではない。 ● 手すり先行工法を普及することについて、誰も異論はないのではないか。一方、足場材を抱えている建設業者、リース業者で、対応する足場を持っていないもののことを考えると、法規制によりすぐに対応するという事はできない。 ● 災害の発生状況を見ると、安全帯の未使用等の現行法令の遵守徹底が課題ではないか。現行法令の遵守徹底について議論する必要があるし、その上で、より安全な対策について、現状を踏まえて議論すべきではないか。 ● 足場に関する課題については、「より安全な措置」等を踏まえ、まずは理想的なものをきちんと考えておいて、その上で、運用上の問題、周知期間等の問題について議論していくべきではないか。 <p>（以下、第1回会合後にいただいた意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国際的な足場の構造基準を踏まえ、すべての本足場について幅木の設置を義務化すべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「より安全な措置」等については、項目によって普及状況や災害防止の効果等が異なる。これらを踏まえて以下の項目ごとに義務化について検討することとしてはどうか。 <ul style="list-style-type: none"> ・上さん（枠組足場の場合） ・幅木（現行法令上、枠組足場の場合では、下さん又は幅木が義務。枠組足場以外の足場では義務となっていない。） ・手すり先行工法

(補足資料)

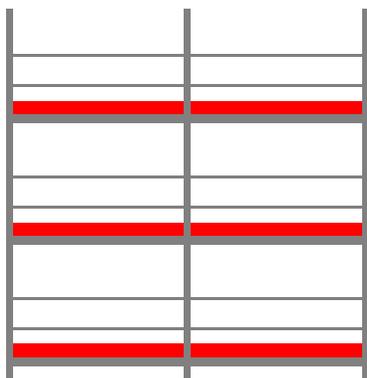
「より安全な措置」等について(上さん、幅木等について)

○枠組足場について



- ・交さ筋かい及び高さ15センチメートル以上40センチメートル以下のさん若しくは高さ15センチメートル以上の幅木又はこれらと同等以上の機能を有する設備に加え上さんを設置すること。
- ・手すり、中さん及び幅木の機能を有する部材があらかじめ足場の構成部材として備えられている手すり先行専用型足場を設置すること。

○枠組足場以外の足場について



- ・手すり等及び中さん等に加え幅木を設置すること。

項目	現状	第1回実務者会合等での主な意見	議論の方向性
足場の安全点検	<ul style="list-style-type: none"> ● 点検実施率を見ると、第567条第1項については88.9%、第567条第2項については86.7%。 ● 第567条第2項の点検実施者について見ると、教育を受けた作業主任者等（要綱に規定された者）が50.7%、現場の職長等が45%等 	<p>〈第567条第1項関係〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● （特に木建の新築案件については、）足場は組み立てられた際にはきちんとできている。一方、作業を進める中で、足場を使用する様々な者が、手すり等を一部外し、その復旧がきちんとなされていないということに問題がある。 ● 災害事例においても、手すりがない、中さんが多いものが多い。作業開始前の点検（第567条第1項）を徹底すれば、相当の墜落を防げるのではないかと議論するのが重要ではないか。下請も含めて作業開始前の点検を一般化することが大事ではないか。 <p>〈第567条第2項関係〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 足場の組立後等においては、専門家による安全点検は重要。小規模な事業場においても、十分な知識と経験のある人が点検すべき。 ● 作業開始前の点検を適切にやるベースは、組立て後の足場がきちんとしているという前提があつてのもの。足場の組立後の点検については、十分な知識・経験を有する者（要綱で規定されているもの）が実施することを制度化（法令上明確化）することが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 安衛則第567条第2項の足場の組立・解体後の点検については、専門性を有する者に行わせる必要があるか。 ● 安衛則第655条第2号の注文者による点検については、点検項目が567条第2項と同じものとなっているが、点検者についても専門性を有する者に行わせる必要があるか。

項目	現状	第1回実務者会合等での主な意見	議論の方向性
<p>(特に木建現場の労働者等に対する)ソフト対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 屋根の端からの墜落による死亡災害は、2年間で31件発生。このうち、木造家屋建築の改修工事が18件を占めている。 ● 屋根上での比較的短期間の工事では、足場等の仮設構造物や屋根上での安全帯取付設備等を設置せずに作業を行っているケースが多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 安全帯の使用については、零細の工務店では、現場に用意してある一方で、使用の指示が徹底されていないのではないか(このため、現状として、現場での使用はほぼないのではないか)。 ● 災害の発生状況を見ると、安全帯の未使用等の現行法令の遵守徹底が課題ではないか。現行法令の遵守徹底について議論する必要があるのではないか。 ● 作業主任者については再教育はないが、足場の種類や組立方法などは大きく変わっており、再教育についても考えたほうがいいのではないか。 ● 新規入職した翌日から現場に出るといった作業員も多く、このような者が災害に遭ってしまうことが多々あるのではないかと。安全教育を徹底するという含めながら議論していくべきではないか。 ● 一人親方等、日頃ずっと現場に出ている方は、講習会があってもなかなか受講できない状況にあり、こうしたことへの対応が必要ではないか。 ● 建設キャリアアップシステムも念頭に、5年先、10年先の職人の担い手が喜んで入ってくれるような業界にするための、働き方改革の大事な一つの手段としての安全確保という観点からの議論ができれば良いのではないかと。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 木建についても鉄骨の組立・解体作業と同様に、解体の作業についても作業主任者の選任を義務づけるべきではないか。 ● 当該作業主任者の能力向上教育を推進していくべきではないか。 ● フルハーネスに関する特別教育の対象者について、確実に教育を受講するよう施策を推進するべきではないか。
<p>その他</p>	<p>(屋根工事における墜落転落防止対策(ハード対策))</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 屋根工事用足場に関するJISが制定されており、その普及を別途考えていくべき。 <p>(壁つなぎ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 労働安全衛生規則第570条第1項第5号により、単管足場の壁つなぎについては、垂直方向に5m以内ごとに設けることとされているが、最近の足場(くさび緊結式足場)は階高が大きくなっており、商品によっては2層おきに壁つなぎをせざるを得ないケースが生じている。 <p>(地条第一の布)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 労働安全衛生規則第571条第1項第2号により、鋼管足場の地上第一の布については、2m以下の位置に設けることとされているが、最近の足場(くさび緊結式足場)は階高が大きくなっており、商品によっては2m以下の位置に地上第一の布を設けることが困難になっている。 		

(補足資料) 木造建築物の組立等の作業における事業者の措置について(作業主任者等)

作業の種類	作業の範囲	事業者の講ずべき措置	作業主任者の職務
木造建築物の組立等の作業	軒の高さが5m以上の木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付けの作業	<ul style="list-style-type: none"> ・作業を行う区域内の関係労働者以外の労働者の立入りの禁止 ・強風、大雨、大雪等時の作業の中止 ・材料、器具、工具等の上げ下げ時における、つり網、つり袋等の使用 ・作業主任者の選任 	<ul style="list-style-type: none"> ・作業の方法、順序を決定し、作業を直接指揮すること ・器具、工具、安全带等及び保護帽の機能の点検、不良品の除去 ・安全带等及び保護帽の使用状況の監視

(参考) 他の作業における措置の例

作業の種類	作業の範囲	事業者の講ずべき措置	作業主任者の職務
建築物等の鉄骨の組立等の作業	建築物の骨組み又は塔であって、金属製の部材により構成されるもの(その高さが5m以上であるものに限る)の組立て、解体又は変更の作業	<ul style="list-style-type: none"> ・作業計画の策定、作業計画による作業の実施 ・作業を行う区域内の関係労働者以外の労働者の立入りの禁止 ・強風、大雨、大雪等時の作業の中止 ・材料、器具、工具等の上げ下げ時における、つり網、つり袋等の使用 ・作業主任者の選任 	<ul style="list-style-type: none"> ・作業の方法、労働者の配置を決定し、作業を直接指揮すること ・器具、工具、安全带等及び保護帽の機能の点検、不良品の除去 ・安全带等及び保護帽の使用状況の監視
鋼橋架設等の作業	橋梁の上部構造であって、金属製の部材により構成されるもの(その高さが5m以上又は橋梁の支間が30m以上である部分に限る)の架設、解体又は変更の作業	<ul style="list-style-type: none"> ・作業計画の策定、作業計画による作業の実施 ・作業を行う区域内の関係労働者以外の労働者の立入りの禁止 ・強風、大雨、大雪等時の作業の中止 ・材料、器具、工具等の上げ下げ時における、つり網、つり袋等の使用 ・部材又は架設用設備の落下又は倒壊のおそれがあるときは、控えの設置、部材等の座屈、変形の防止のための補強材の取り付け等の措置 ・作業主任者の選任 ・保護帽の着用 	<ul style="list-style-type: none"> ・作業の方法、労働者の配置を決定し、作業を直接指揮すること ・器具、工具、安全带等及び保護帽の機能の点検、不良品の除去 ・安全带等及び保護帽の使用状況の監視

作業の種類	作業の範囲	事業者の講ずべき措置	作業主任者の職務
コンクリート造の工作物の解体等の作業	コンクリート造の工作物(その高さが5m以上であるものに限る)の解体又は破壊の作業	<ul style="list-style-type: none"> ・当該工作物の形状等の調査、調査結果に適応する作業計画の策定、作業計画による作業の実施 ・作業を行う区域内の関係労働者以外の労働者の立入りの禁止 ・強風、大雨、大雪等時の作業の中止 ・材料、器具、工具等の上げ下げ時における、つり網、つり袋等の使用 ・引倒し等の作業の合図 ・作業主任者の選任 ・保護帽の着用 	<ul style="list-style-type: none"> ・作業の方法、労働者の配置を決定し、作業を直接指揮すること ・器具、工具、安全带等及び保護帽の機能の点検、不良品の除去 ・安全带等及び保護帽の使用状況の監視
コンクリート橋架設等の作業	橋梁の上部構造であって、コンクリート造のもの(その高さが5m以上又は橋梁の支間が30m以上である部分に限る)の架設又は変更の作業	<ul style="list-style-type: none"> ・作業計画の策定、作業計画による作業の実施 ・作業を行う区域内の関係労働者以外の労働者の立入りの禁止 ・強風、大雨、大雪等時の作業の中止 ・材料、器具、工具等の上げ下げ時における、つり網、つり袋等の使用 ・部材又は架設用設備の落下又は倒壊のおそれがあるときは、控えの設置、部材等の座屈、変形の防止のための補強材の取り付け等の措置 ・作業主任者の選任 ・保護帽の着用 	<ul style="list-style-type: none"> ・作業の方法、労働者の配置を決定し、作業を直接指揮すること ・器具、工具、安全带等及び保護帽の機能の点検、不良品の除去 ・安全带等及び保護帽の使用状況の監視

木造建築物の組立て等作業主任者に対する選任後の教育(能力向上教育)について

労働安全衛生法

(安全管理者等に対する教育等)

第19条の2 事業者は、事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者その他労働災害の防止のための業務に従事する者に対し、これらの者が従事する業務に関する能力の向上を図るための教育、講習等を行い、又はこれらを受ける機会を与えるように努めなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の教育、講習等の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。



労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針

○対象者

(1)安全管理者、(2)衛生管理者、…(5)作業主任者、…

○能力向上教育の内容

(1)初任時教育…当該業務に関する全般的事項

(2)定期教育及び随時教育…労働災害の動向、社会経済情勢、事業場における職場環境の変化等に対応した事項

(作業主任者については、基本的には初任時教育は要しないものとする。)

○講師

当該業務についての最新の知識並びに教育技法についての知識及び経験を有するものとする。

木造建築物の組立て等作業主任者能力向上教育カリキュラム(定期又は随時)

科 目	範 囲	時 間
1 最近の木造建築物の組立て等の作業の特徴	(1) 作業方法の特徴 (2) 足場その他の仮設設備の特徴	2.0
2 木造建築物の組立て等の作業の安全化と工事用機械設備の保守管理	(1) 木造建築物の組立て等の作業の安全 (2) 足場その他の仮設設備の保守管理 (3) 木材加工用機械その他の機械設備の点検・整備	2.0
3 災害事例及び関係法令	(1) 災害事例とその防止対策 (2) 労働安全衛生法令のうち木造建築物の組立て等に関する条項	3.0
計		7.0